

とす

9月1日号

毎月1日・15日発行



大会新が続出

盛り上がる学童泳力テスト会

「国民皆泳の日」の8月14日、第34回学童泳力テスト会が市民プールで開かれ、鳥栖・三養基地区の児童約400人が、日頃鍛えた泳力を競い合いました。

炎天下の中、声援をおくる父兄にこたえるように、子どもたちは19種目の競技で大人顔負けの泳ぎっぷりを見せ、各種目で大会新記録が続出。なかでも、高巢仁淳くん(麓小6年)が50m自由形で、これまでの県記録を0.3秒上回る29秒99で県学童新記録を出すなど、子どもたちの泳力が一段と向上したことをうかがわせました。

また、市長杯(男子200mリレー)と教育長杯(同女子)の両杯は麓小が獲得。会長杯の優秀選手には築地幹敏くん(鳥栖北6年)、山田要介くん(麓3年)、高巢仁淳くん(同6年)、木原裕子さん(基山4年)の4人が選ばれました。



水の「静脈」下水道

生活を支える縁の下の力持ち

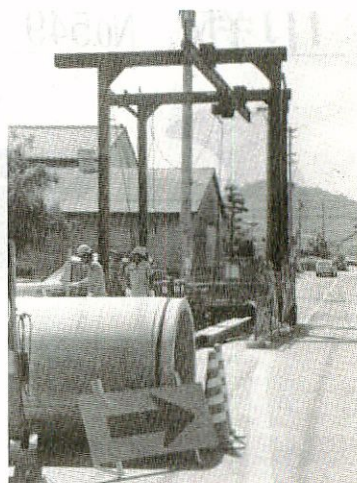


水なしでは 考えられない生活

“めぐりめぐるもの、”といったら、みなさんは何を思い浮かべるでしょうか。例えば「季節」「星座」といったロマンチックなものから、「流行」「お金」といった現実的なものまで、いろいろな答えが考えられると思います。その中で忘れてならないのは、私たちがふだん何気なく使っている「水」もその一つだということです。

空から雨や雪として降ってきた水は、地上で一筋の川になり、海に流れて再び蒸発し、空に帰っていきます。自然の中で繰り返されるこうした循環のいたるところで私たちは水に接し、その恩恵を受けてきました。

飲料水はもちろんのこと、洗濯や



▲轟木町で施工中の
幹線管きよ布設工事

入浴などに使う生活用水として、田畑や工場で使う農業・工業用水として、また公園などの噴水やプールにも、水は欠かせません。

きれいにして戻す 自然へのエチケット

私たちがこのように“水を使う、利用する。ことは、言葉を換えれば“水を汚す。ことにほかなりません。つまり、私たちは水の恩恵を受ける一方で、水を汚しながら毎日の生活を送っているわけです。

この汚れた水がそのまま川や湖に流れ込んだら、一体どうなるでしょうか。魚がすめなくなったり渡り鳥が来なくなるばかりか、自然や生活環境の破壊につながっていくことは言うまでもありません。

私たち人間が汚した水は、私たち自身の手できれいにし、川や湖に戻すことが大事なのです。これは、自然の中で絶えることなく循環を繰り返す「水」に対する、私たちの感謝をこめたエチケットではないでしょうか。

そして、その役割を果たすのが、文字どおり“縁の下の力持ち、とし

下水道の普及率

上・下水道を人間の体に例えれば、上水道が動脈で、下水道は静脈のようなものといえます。

しかし、残念なことに、わが国のこの“静脈”は、まだまだ体全体にいきわたっていないのが現状です。アメリカやイギリス、西ドイツなど欧米諸国の下水道普及率が70～100%近くにまで達しているのに比べ日本は33%、3人に1人が下水道を利用しているにすぎません。ちなみに佐賀県では5%（60年度末予定）となっています。下水道のネットワークをすみずみまで広げるには、これからも大変な努力が必要です。

下水道の役割

下水道の役割は、汚れた水をきれいにし、川などに戻すことだけではありません。

降雨量の多いわが国では、雨水による家屋の浸水の防止にも役立っています。また、ハ工や力の発生を防ぐ上でも、大切な役割を果たしています。また、トイレの水洗化にも、下水道はなくてはならないものです。

さらに、最近では、下水処理場できれいにした水やそこで発生する汚泥を、資源として利用することも行われています。

て私たちの暮らしを守る「下水道」
なのです。

61年度から 終末処理場建設に着手

私たちは、とかく下水道と聞いた
だけで「汚いもの」「臭いもの」といった
イメージを抱きがちですが、実は、
私たちの生活を支える大切な役割を
果たしているのです。

鳥栖市では、64年度供用開始に向
け、49年度から下水道事業に取り組
み、56年度から市街地の管きょ布設
工事を施工しており、本年度末には
幹線管きょ67%、枝線管きょ31%の
布設を完了する予定です。

また、終末処理場の建設について
は、59・60の両年度にわたって日本下
水道事業団にその設計を委託し、61
年度から、真木町し尿処理場北側に

着工を予定しています。

「下水道いろいろコ ンクール」作品募集

日本下水道協会では、第25回全国
下水道促進デー＝9月10日＝にちな
み、図画・ポスター、作文、標語、
写真を募集しています。

詳しくは、市下水道課庶務係（☎
③3111内線226）へ。

9・9

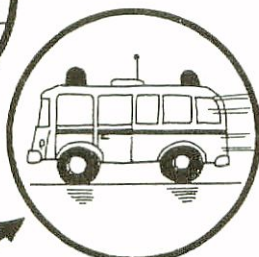
救急

9月9日は救急の日＝救急医療週間（9月8日～14日）

救急医療情報センター

3-2870

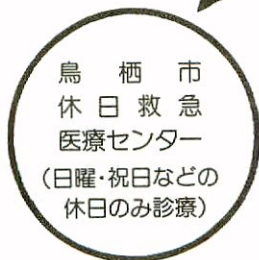
かかりつけの医師



消防救急隊

119

3-0119



鳥 栖 市
休 日 救 急
医 療 セ ン タ ー
(日曜・祝日などの
休日のみ診療)

急病やケガのとき、すぐ、
連絡できるところの
電話番号はメモしておこう

救急医療を考える 市民の集い

三養基鳥栖地区医師会は、鳥栖・
三養基地区消防署、市と共催で、救
急医療週間にちなみ「救急医療を考
える市民の集い」を開きます。

とき／9月8日(日)午後2時～5時
ところ／寿屋駐輪場（雨天の場合は
店頭と5階催場）内容／●1日救急
隊長の任命●救急隊による人工呼吸
実技、指導●医師による血液型判定
●救急車の展示●パネル展●パンフ
レット（救急の知識）配布

参加しませんか 市文化祭の発表 ・出品者を募集

第24回鳥栖市文化祭は、11月2日
(土)から同10日(日)まで市民文化会館な
どで開かれますが、舞台部門の発表
者と合同作品展の出品者を募集して
います。締め切りは9月21日。

詳しくは、第24回鳥栖市文化祭実
行委員会事務局（市教委社会教育課
内☎③3111内線341）へ。

＜舞台部門＞

○市民音楽祭（前夜祭）

11月2日(土)午後6時半から

○バレエ・音楽・演劇合同発表会

11月3日(日)午前9時半から

○民謡・邦楽・吟詠合同発表会

11月3日(日)午後1時から

○日舞・民舞・謡曲合同発表会

11月4日(月)午後1時から

○吟詠大会

11月4日(月)午前9時半から

○謡曲大会

11月10日(日)午前9時半から

＜展示部門＞

○合同作品展・とすの古代生活展

11月3日(日)～同9日(土)

○合同茶会

11月3日(日)午前10時から

○文化講演会

11月3日(日)午後1時半から

●シートベルト・ヘルメットの着用義務など

改正された道路交通法

道路交通法の一部が改正され、主なものは9月1日以降、段階的に施行されます。

今回の改正は、ここ数年増え始めた死亡事故を減少させるとともに、車社会の新しい秩序づくりを目指すもので、主な改正点は次の通りです。

シートベルトの着用が義務付けられました

●〈9月1日施行〉

すべての道路で、ドライバーはシートベルトの着用が義務付けられました。また、ドライバーは、助手席にすわる人にもシートベルトを着用させてからでないと、車を運転してはいけません。

同時に、ドライバーは、後部座席にすわる人に対してもシートベルトを着用させるよう努めなければなりません。

〈違反した場合の措置〉

高速道路＝ドライバー本人が着用していない場合に行政処分点数1点。

一般道路＝今回の法改正の趣旨がドライバーに徹底し、シートベルト着用意識が向上した段階で、行政処分点数を付することを検討することとなっています。

〈特例〉

次に挙げるような人は、着用義務を免除されます。

▶乗り降りのひんばんな郵便集配車などのドライバー▶妊娠や負傷している人など、療養上または健康の保持上シートベルトをするのが適当でないドライバー▶体の非常に大きい、あるいは小さいので適切にシートベルトを装着できないドライバー

▶バックの運転をするときのドライバー▶その他、パレードなど複数の警察用車両で護衛等されている車のドライバーや公職選挙法上の選挙用自動車のドライバー（候補者や運動員に限る）などです。

なお、助手席同乗者についても、ほぼドライバーの場合に準じて免除が認められます。

空ぶかしなどの行為が禁止されます

●〈9月1日施行〉

ドライバーやライダーは、正当な理由がなく、著しく人に迷惑になる騒音を生じさせる方法で急発進、急加速、空ぶかしをしてはならないことになりました。

〈違反した場合の措置〉

行政処分点数1点。

初心者ライダーの2人乗り禁止

●〈9月1日施行〉

自動二輪車の免許を取って1年未満の初心者ライダーは、2人乗りをしてはいけないうことになりました。

昭和58年中の2人乗り運転中の死亡事故をみると、約7割が免許取得1年未満の初心者ライダーで占められています。

〈違反した場合の措置〉

行政処分点数1点。反則金4,000円。罰則3万円以下の罰金。

ミニバイクの右折方法が変わります

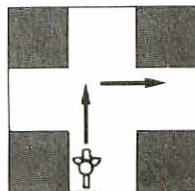
●〈昭和61年1月1日施行〉

次に挙げる道路では、図のように曲がらなければなりません。

①標識で右折方法が指定されてい

る交差点

②片側3車線以上ある道路で、信号機のある交差点



つまり、まず左端を走り交差点の端を直進し、そこで車体の向き

を変え、進む方向の信号に従って直進することになります。

〈違反した場合の措置〉

行政処分点数1点。反則金2,000円。罰則1万円以下の罰金または料料。

初心者ドライバーのための講習

●〈昭和61年1月1日施行〉

免許取得後1年以内に行政処分点数の合計が4点か5点になったドライバーは、公安委員会が行う「初心運転者講習」を受けなければなりません。

初心者ドライバーは交通社会に慣れていないので、違反をしたり、事故を起こす率が高くなります。そこで、免許停止になる前に、もう一度安全に関する講習を受けてもらうというものです。

ミニバイクのライダーにもヘルメット着用義務

●〈昭和61年7月5日施行〉

ミニバイクを運転する人は、必ずヘルメットをかぶらなければなりません。

施行は来年の7月5日からですが、施行前でもヘルメットをかぶり、身の安全をはかりましょう。

〈違反した場合の措置〉

行政処分点数1点。

少年野球大会
中学生の部

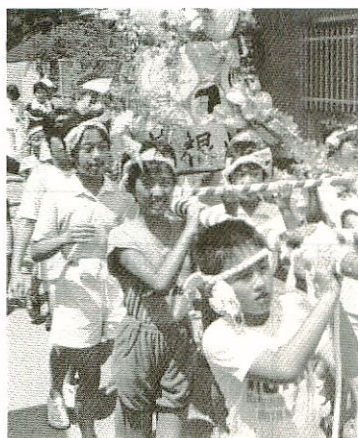
田代外町が優勝



第16回鳥栖市少年野球大会（中学生の部）が8月3日から3日間開かれ、市内各町区から出場した43チームが熱戦を繰り広げました。

5日、市民球場で開かれた決勝戦で、田代外町チーム（友清五男監督）が山浦団地チームを4対3で破り、優勝しました。

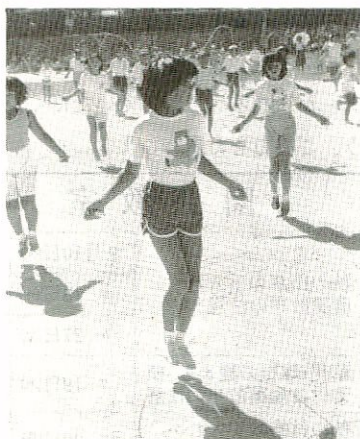
▼ワッショイ！



8月14日、お盆の曽根崎町内を子供みこしが威勢よくねり歩きました。

同町子どもクラブ（近藤正信会長、300人）が、「青少年の健全育成に一役」と思い立ったもので、3台のみこしは老松宮を出発して町内を一周。地元のおじさん、おばさんたちが水をかけると、思わぬ力水に子どもたちも大はしゃぎでした。

▼がんばれ！



鳥栖地区子どもクラブのなわとび大会が8月4日、元町運動広場で開かれました。

この大会は「全員が参加できるものを」と8年前から開かれており、今年は約600人が参加。低学年は個人単なわのかけ足とび、上学年は各町対抗の団体単なわ・10人一組の長なわとびで、それぞれタイムを競い、猛暑にも負けず頑張っていました。

敬老祝金を支給

市は、80歳以上（9月1日現在）の方で鳥栖市に1年以上住んである方に、敬老祝金を支給します。

次の日程でお渡ししますので、印

基里地区 非行防止に一役

ポスターなどの入賞者きまる

基里地区子どもクラブが募集した「青少年の非行防止」のポスター、作文、標語の入賞者が決まりました。

今年が初めてのこの募集に、地区の小・中学生から238点の作品が寄せられ、各部門の特別賞に、ポスターでは石丸将哉くん（幡崎町、基里中1年）の作品が、作文では松原由佳さん（松原町、同2年）の「非行について」、標語では古賀由起子さん（曽根崎町、同2年）の「ちょっとだけそういう気持ちで魔の道へ」がそれぞれ選ばれました。

鳥栖高校公開講座

県立鳥栖高等学校では、教育機能を広く開放し、地域のみなさんの生涯教育の一助とするため、公開講座を開きます。

定員／各講座とも30人 受講料／無料、ただしプリント代などに500円申込み／鳥栖高校定時制事務室（古野町☎③2211、午後3時半～8時）へ
日程と講座名／次の通り

講座名	期 日
郷土史	10月1日～29日 毎週火曜日
社会保険・年金 を考える	11月5日(火) 〃 12日(火)
就学前のさんす う心得	11月19日(火) 〃 26日(火)
※時間は、午後7時半～8時半	

鑑を持っておいで下さい。

9月 10日 (火)	10:00～12:00	田代老人福祉センター
	13:30～15:30	基里老人福祉センター
11日 (水)	10:00～12:00	麓老人福祉センター
	13:30～15:30	旭老人福祉センター
12日 (木)	10:00～15:30	市役所1階第2会議室

水道メーターを取り替え

市水道課では、有効期限（8年）に達した水道メーターを別表の日程で、新しいメーターと取り替えます。ご理解とご協力をお願いします。

なお、今回取り替えるメーターは、昭和52年に上水道をご使用になった家庭などやメーター取り替えを行ったところです。

◎取り替える間、10分ほど水が出ませんのでご了承下さい。止水栓などの調子が悪いときは30分ほどかかる場合があります。

《 日 程 ① 》

と き	取り替え地区
9月	13日(金) 西田町、儀徳町住宅、土井町、田代本町、永吉町
	14日(土) 幸津町B S、村田町、村田町住宅、競馬場団地
	17日(火) 元町、秋葉町、儀徳町
	18日(水) 轟木町、原古賀町
	19日(木) 本島栖町、田代外町住宅
	20日(金) 本通町、古野町、桜町
	23日(月) 宿町、養父町

※10月分は、10月1日号でお知らせします

◎水道料金は、メーターを取り替えた時の指針によって使用水量を認定し、計算させていただきます。

* おねがい *

メーターは毎月検針していますが、次のような場合は検針に差し支えますので、適切な場所に移して下さい。ただし、工事費は使用者の負担になります。

★メーターが車の出入りする通路にある★物置小屋や車庫など、建物の中にある★土に埋没している。

また、飼い犬や植木などは、メーターからなるべく離していただくよう、ご協力をお願いします。

戦没者などの遺族に特別弔慰金を支給

対象者／昭和60年4月1日において同一の戦没者に係る遺族年金、公務扶助料などの受給権者がいない遺族で、国籍喪失などの欠格条件に該当しない者 支給順位／①弔慰金の受給権を取得した者②戦没者の子③戦没者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹④上記以外の三親等内の親族 償還方法／30万円の国債による10年償還 時効期限／昭和63年6月13日まで 問い合わせ／市福祉事務所社会係（☎33111内線212）または佐賀県国保課（☎0952242111内線2362）



園芸教室 市都市計画課（☎33111内線220）

秋の山草の手入れ 農薬散布の注意	9月10日(火)	午後1時半～4時	旭公民館
	〃 18日(水)	午前9時半～11時	田代老人福祉センター
	〃 27日(金)	〃	麓公民館
草花・球根の種まき、植え付け農薬散布の注意	〃 19日(木)	午後1時半～4時	鳥栖北公民館
秋の鉢物の手入れ 農薬散布の注意	〃 20日(金)	午前9時半～11時	基里老人福祉センター
古典植物の育て方 《園芸実演会》	〃 12日(木)	〃	市役所別館男子教養室

9月の相談

相 談 名	相 談 日	時 間	場 所	担 当（問い合わせ）
市 政 相 談	毎日（月～土曜日）	午前8時半～午後5時 （土曜日は正午まで）	市 民 相 談 室	市民相談室（内線219）
法 律 相 談	11日 （毎月第2水曜日）	午後1時～同3時半	2 階 第 1 会 議 室	
交 通 事 故 相 談		午前9時半～ 午後3時半		
行 政 相 談				
人 権 相 談				
消 費 相 談	毎週月曜日 毎月第1・3木曜日	午前9時～午後4時	市 民 相 談 室	商工課（内線250）
内 職 相 談	毎週水曜日	〃	内 職 相 談 室	
高年齢者職業相談	毎日（月～金曜日）	午前9時～午後4時	高年齢者職業相談室	
心 配 ご と 相 談	毎週水曜日	午前9時半～午後3時半	福 祉 面 接 室 （11日は2階第1会議室）	社会福祉協議会（内線293）
社 会 保 険 相 談	毎月第1・3木曜日	午前10時～午後3時	1 階 第 1 会 議 室	市民課（内線210）
家 庭 児 童 相 談	毎日（月～土曜日）	午前9時～午後4時 （土曜日は正午まで）	福 祉 事 務 所	福祉事務所（内線295）
母 子 相 談	毎週火・金曜日	午前9時～午後4時	福 祉 面 接 室	福祉事務所（内線212）
農業者年金相談	4日(水)	午前10時～午後4時	1 階 第 1 会 議 室	農業委員会（内線235）

小作地(田と畑) 所有状況を縦覧

市農業委員会は、小作地所有状況を縦覧します。

農地の所有者と賃借人(小作者)

の方は閲覧して下さい。

とき／9月2日(月)～同30日(月)、午前8時半～午後5時(日曜・祝日は除く、土曜日は正午まで)とところ／市農業委員会事務局(☎③3111内線235・236)

結核をBCGで通せんぼ

わが国の結核事情は、健康診断・予防接種などの予防対策の進展、治療方法の改善など医学の進歩によって著しく改善され、結核患者は順調に減少していますが、今なお年間6万人以上もの患者が発生し、わが国最大の伝染病であることには変わりありません。

佐賀県の昭和58年の死亡率などを全国と比較してみると、死亡率10位、り患(1年以内に病気にかかった人)率10位、有病率9位と、なお高位にあります。

何よりも早期発見、早期治療が大切です。予防接種や定期健康診断が行われるときは必ず受診しましょう。

また、9月24日から30日までの結核予防週間には全国的に行事が催され、

そのひとつとして結核療養者・回復者・その家族の生活記録や、標語の募集が行われます。

詳しくは鳥栖保健所(元町☎③2161)へお尋ね下さい。

3歳児健康診査

市環境衛生課は、3歳児の健康診査を行います。お忘れなく受診させて下さい。

該当者／昭和56年9月1日から57年8月31日までに生まれた幼児 注意／①送付している健康診査票の1から32までに記入して持参下さい②尿のタンパク検査をしますので、同封のビニール袋におしっこをさかずき1杯ほど入れて持参下さい③母子手帳をお忘れなく 日程／次の通り

と き	と こ ろ	対 象 町 名
9月 9日(月)	田代公民館	田代昌町、田代新町、田代上町、田代外町、田代外町住宅、田代大官町、田代本町、永吉町、今町、柚比町、神辺町
10日(火)	麓公民館	麓地区
11日(水)	基里公民館	基里地区
12日(木)	旭公民館	儀徳町、儀徳町住宅、下野町、三島町、西田町
13日(金)	〃	上記以外の旭地区
17日(火)	鳥栖北公民館	上記以外の田代地区
18日(水)	〃	轟木町、元町、秋葉町、藤木町、今泉町、真木町、高田町
19日(木)	〃	東町、本通町、京町、安楽寺町、事業団宿舍、南部団地、本町、宿町
20日(金)	〃	上記以外の鳥栖地区

※受付時間は、いずれも午後1時半から2時半まで

花のまちづくり 花壇コンクール

花とみどりの推進協議会と市は、花いっぱい運動のひとつとして、今年も花壇コンクールを行います。ふるってご応募下さい。

資格／市内居住の個人または団体 花壇面積／個人＝3平方メートル以上、団体＝5平方メートル以上 花壇種類／限定しません 応募／9月2日(月)から21日(土)までに市都市計画課公園緑化係(☎③3111内線220)へ

少年剣道部員募集

鳥栖少年剣道クラブ。資格／市内居住の小学1年から中学2年までの男女 練習／9月17日から毎日(土・日曜、祝日は除く)午後5時～6時 申込み／穴見(鳥栖北公民館☎③3224) その他／入会金1,000円、スポーツ保険350円

太極拳1日入門

参加無料。どなたでも参加できます。とき／9月15日(日)午前10時～11時半 とところ／市民体育館(上靴持参のこと)問い合わせ／北村(田代上町☎③9281)

社交ダンス 初心者向 講習会

青団連・社交ダンスサークル。とき／9月11日から毎週水曜日・10回、午後7時半～9時半 とところ／市民文化会館2階練習室 会費／1,000円 連絡先／吉竹(宿町☎⑤2693)

社交ダンス会員募集

鳥栖社交ダンス愛好会。練習／毎週月曜日、午後7時～、鳥栖中央区会館(鳥栖高前) 会費／月2,000円 連絡先／山内(曾根崎町☎③5009)

《 日 程 ① 》

レントゲン結核診断

※「3歳児健康診査」は、フベージを写して下さい。

市は、結核予防法による定期的結核健康診断（レントゲン）を行います。満15歳以上の方は必ず受診して下さい。ただし、次のいずれかに該当する方は受診できません。

- 結核治療中の人や、半年に1回胸部のレントゲン検診を受けている人
- 職場や学校、その他の団体でレントゲン健康診断を受けている人
- 妊婦または妊娠していると思われる人。

注意①通知書を必ず会場に持参下さい②上半身下着1枚で受診できるよう、金具やボタンのついていないものを着用して下さい（例えばTシャツのようなもの）③受診該当者で通知書がなかった人は市環境衛生課保健予防係（☎③3111内線284）または当日、会場へ届け出て下さい④受診当日、都合で受けられない人は、別の会場で受診して下さい⑤通知書がきた人で、受診できない場合は、理由を書いて市環境衛生課または当日、会場へお返し下さい

胃 ガ ン 検 診

とき／9月24日（火）午前9時～9時半
ところ／鳥栖北公民館 料金／500円（当日持参、70歳以上は無料）
持参品／健康手帳 申込み／9月17日までに市環境衛生課（☎③3111内線284）へ

子 宮 ガ ン 検 診

とき／9月26日（木）午後1時～1時半
ところ／鳥栖北公民館 料金／400円（当日持参、70歳以上は無料）
持参品／健康手帳 申込み／9月19日までに市環境衛生課（☎③3111内線284）へ

と き	と こ ろ	対 象 町 名
9 月 18日（水）	10：00～11：30	若葉小学校体育館 古賀町、古賀団地、柳団地
	13：30～15：00	神 辺 町 公 民 館 神辺町
19日（木）	10：00～11：30	鳥 栖 双 葉 保 育 園 萱方町、浅井町
	13：00～13：30	集 落 セ ン タ ー 河内町
	14：00～15：00	牛 原 町 公 民 館 牛原町
20日（金）	10：00～11：30	田 代 外 町 公 民 館 田代外町、田代外町住宅、田代大官町
	13：30～15：00	田 代 公 民 館 田代昌町、田代新町、田代上町、田代本町
24日（火）	10：00～11：00	今 町 区 長 宅 今町
	11：30～12：30	永 吉 町 公 民 館 永吉町
	14：00～15：00	競 馬 場 馬 主 会 館 競馬場団地、西新町、村田町五反三歩
25日（水）	10：00～11：30	加藤田町県営集会所 加藤田町
	13：00～14：00	荻 野 公 民 館 柚比町
	14：30～15：00	住宅内防火水槽横 一本杉住宅
26日（木）	10：00～11：30	桜町ゲートボール場前 桜町、松原町
	13：00～14：00	酒 井 西 町 神 社 前 酒井西町、酒井東町
	14：30～15：00	水 屋 町 公 民 館 水屋町
27日（金）	10：00～11：00	姫 方 町 戒 円 寺 姫方町
	11：30～12：30	鳥 飼 熊 治 宅 横 幡崎町
	14：00～15：00	飯 田 町 公 民 館 飯田町
30日（月）	10：00～11：30	基里小学校体育館 曾根崎町、曾根崎国鉄宿舍
	13：30～14：30	基里老人福祉センター 原町

※この表にない町は、次の号（9月15日号）でお知らせします

火あそびは怒るよりしつける

- 火あそびを見つけ
て怒るだけ

ではダメ。火の恐ろしさ、火の大切さをうまく教え、マナーをしつける。

- 子どもを甘くみてはダメです。どこの子ども、危険な遊びを見たら注意し、しっかりたしなめましょう。

- マッチやライターは、できるだけ

ワンポイント 防災チェック 火事に備える

鳥栖・三養基地区消防署



け子どもの手の届かない場所に置く

よう習慣づけましょう。